

(電子メール施行)
高第 1281 号
令和 4 年 6 月 3 日

各高齢者福祉施設長 様
各介護サービス事業所の長 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

高齢者福祉施設等における感染防止策の継続について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルスの本県の新規感染者数は減少傾向にあり、病床利用率等も低い水準にあります。皆さまのこれまでの感染拡大防止対策及び事業継続へのご尽力に感謝申し上げます。

一方、依然として高齢者施設等におけるクラスターが発生しており、また、次なる感染拡大の波への備えも重要です。改めて、下記の点に御留意の上、感染防止対策の徹底に御協力を賜りますようお願いいたします。

記

第1 本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

第2 感染拡大防止策の徹底

1 感染対策の徹底

(1) 感染防止対策の徹底

職員に対して、出勤前の検温や、発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底いただくとともに、①不織布マスクの着用や手洗い等の基本的な感染対策の徹底、②感染リスクの高い行動の回避等を通じ、感染対策を徹底すること。

また、レクリエーション時のマスク着用や、送迎時の複数の窓開け等基本的な感染防止策を徹底するとともに、参考1の動画や参考2のポスターを活用した研修を実施することや、参考3の「チェックリスト」、参考4「感染対策の手引き」の活用すること等により、普段は見落とされがちで気を付けるべき内容や必要な取組を確認すること。

【参考1】 兵庫県看護協作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」

<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>

【参考2】 新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai01_2.pdf

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai02.pdf>
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai03.pdf>
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai04_1.pdf
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai05.pdf>
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai06.pdf>

※掲載場所（県 HP）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

【参考 3】 チェックリスト

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/betsuten4.pdf>

※掲載場所（県 HP）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

【参考 4】 介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

※掲載場所（国 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(2) 各施設等での面会の対応

感染拡大防止の観点と利用者等の QOL を考慮したうえで、面会の対応を検討すること。

【参考】 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について（令和 3 年 11 月 24 日付け国事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf>

2 各施設等従事者に対する集中的検査

入所系施設、通所系施設における感染者を早期に発見し、事業継続を支援するため、無症状の当該施設等の従事者に対し実施する全額公費による任意の検査を積極的に受検すること。

なお、現在兵庫県議会に上程している「兵庫県 6 月補正予算案」では、オミクロン株の特性を踏まえ、頻度の見直し（現行：月 2 回程度→月 4 回程度）及び検査の迅速化（現行：PCR 検査→抗原定性検査）を予定しており、詳細については、補正予算成立後に改めて通知する。

【参考 1】 兵庫県ホームページ（高齢者施設の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa.html>

【参考 2】 兵庫県令和 4 年度 6 月補正予算案（緊急対策）

http://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/g_kaiken20220526-2-1.pdf

※18 頁が関係箇所

第3 ワクチン追加接種(4回目接種)の徹底

特に第6波では、高齢者施設等においてクラスターが多数発生したことから、高齢者施設等でのワクチン追加接種(4回目接種)に関し、市町の担当課と連携し、迅速な実施のための取組を進めること。

【参考】高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種について(令和4年5月19日国事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000934106.pdf>

第4 感染者発生時の対応等

1 施設管理者、配置医師等の円滑な連携に向けた研修

今後の感染再拡大時に高齢者施設等における円滑な医療提供支援の推進を図るための研修会をオンラインで開催予定であるため、各施設は職員を積極的に参加させるとともに、配置医師及び協力医療機関にも参加を呼びかけること。

※詳細は別途通知

2 医療従事者の派遣

高齢者施設等において患者が発生した際は初動が重要であることから、所管健康福祉事務所等と連携して、県看護協会等による施設の感染拡大防止対策の指導及び医療従事者の支援を必要に応じて活用すること。

【参考】兵庫県ホームページ(社会福祉施設等の感染者発生時における初動体制構築指導事業への感染管理認定看護師等の派遣について)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/hpkeisaiyou.pdf>

3 感染者発生時の事業継続支援事業の活用等

感染者が発生した高齢者施設等が、介護サービスを継続する際に生じた衛生資材の不足については県の配布事業を、職員の不足については兵庫県協カスキーム(他の施設職員が応援する仕組)などを、必要に応じて活用すること。

また、サービス継続のために必要な経費(かかり増し経費)があった場合には、サービス継続支援事業補助金を、必要に応じて活用すること。

【参考】兵庫県ホームページ(「4新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>

※ リンク先での掲載場所は次のとおり。

a 衛生資材の配布→「(1)」

b 兵庫県協カスキーム→「(2)」

c サービス継続支援事業補助金→「(3)」

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--

感染を広げない取組を継続しつつ 地域のにぎわいを取り戻しましょう！

新型コロナの**新規感染者数**は依然高い状況が続いており、引き続き**基本的な感染防止策の徹底**や**ワクチンの積極的な接種**が重要です。

一方で、**お祭りや行事など地域活性化に向けた取組**を展開していくことも**必要**です。感染防止策を十分講じたうえで、地域の活動を行い、徐々に**にぎわい**を取り戻していきましょう。

1 基本的な感染防止策の徹底とリスクの高い行動の回避

- ・定期的な室内換気、適切なマスク着用、こまめな手洗いや手指消毒、人と人の距離確保、三つの密（密閉・密集・密接）の回避など、**基本的な感染防止策を徹底**してください。
- ・マスクについては、**屋内では距離が確保でき会話をしない場合**、**屋外では距離が確保できる又は会話をしない場合は、外して**いただいても構いません。
- ・発熱・咳など**体調が悪い場合は外出を控え、医療機関に電話のうえ受診**してください。

2 ワクチンの積極的な接種

- ・ワクチン接種は**発症や重症化の予防に有効**です。**未接種の方は積極的な接種**をお願いします。
- ・若い人が感染した場合でも、**重症化や症状が長引くリスクがあり、他の方に感染させてしまう可能性**もあるので、**できるだけ早期の接種**をお願いします。
- ・**3回目未接種の方はもとより、4回目接種が対象の方**（60歳以上の方及び60歳未満で基礎疾患を有する方）も、**早めの接種**をお願いします。

3 安全を確保したうえでの地域活動の実施

- ・**感染防止策が徹底されたイベント等については、過度に自粛いただく必要はありません**。感染防止策を十分図りながら、**お祭りや行事など地域の活動を行い、徐々に地域のにぎわいを取り戻して**いきましょう。
- ・宴会場や食堂、バーなど、**飲食店の利用にあたっては、会話時のマスク着用**をお願いします。
- ・今後、出水期を迎えるにあたり、**風水害時の備え**も大切です。いま一度、お住いの地域の**ハザードマップ**や**非常時の持ち出し品**（マスク、携帯用消毒液等）の確認をお願いします。